

## 4 環境影響評価方法書（条例第6条第1項，施行規則第11条）

### 1 趣旨

方法書は、環境影響評価（調査・予測・評価）の方法について行政機関等からの意見を収集し効率的な環境影響評価を行うために作成を求める書類です。

### 2 作成する者

対象事業（基本事業・複合開発構成事業・関連対象事業）を実施しようとする事業者

### 3 作成の時期

方法書手続後の調査等に要する期間（通常1年以上）や、その後の準備書・評価書の手続に要する期間を考慮して作成してください。

### 4 様式

様式の定めはなく、記載事項が網羅されていれば足够了。

### 5 記載事項

#### (1) 記載事項

以下の事項を記載する必要があります。

- ①事業者の氏名・住所（事業者が法人の場合には、法人の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地）
- ②対象事業の名称 ➡※1
- ③対象事業の目的 ➡※2
- ④対象事業の内容
  - Ⓐ対象事業の種類の詳細（事業種ごとに施行規則別表第2の第2欄に掲載）
  - Ⓑ対象事業実施区域の位置 ➡※3
  - Ⓒ対象事業の規模（事業種ごとに施行規則別表第2の第3欄に掲載）
  - Ⓓその他対象事業の内容に関する事項（事業種ごとに施行規則別表第2の第4欄に掲載）
  - Ⓔ対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業がある場合には、その名称及び内容の概要 ➡※4
  - ⒻⒶ～Ⓓ以外の対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの ➡※5
- ⑤対象事業実施区域及びその周囲の概況 ➡※6
- ⑥対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 ➡※7
- ⑦対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ➡※8

#### (2) 記載に当たっての留意事項

- ※1 決定されていない場合には、仮称で記載してください。
- ※2 事業の必要性や計画地の選定理由などについて記載してください。
- ※3 道路や鉄道建設のような線的な事業の場合には起点と終点を明示する方法（例：〇〇市〇〇から□□町××まで）により、宅地開発事業などの面的な事業の場合に

は代表的な地番を挙げる方法（例：〇〇市△△1-1他）や字を列挙する方法（例：〇〇市〇〇，□□，××の各一部）により、工場の建設などの点的な事業の場合にはできるだけ全地番を挙げる方法により記載してください。また、位置を落とした適切な縮尺の図面を添付してください。

※4 「密接に関連し一体的に行われる事業」であるかどうかは、以下の要件をすべて満たしているかどうかで判断してください。

- ① 進入路等の施設を共用する関係にあるか又は実施区域が接していること。
- ② 工事着手予定時期が親事業のものと5年以内の期間内にあること。
- ③ 当該対象事業の事業者と同一か又は親子会社関係にあること（国・地方公共団体が事業者の場合は、国・地方公共団体が50%以上出資する法人との関係を含む。）。

これらの要件をすべて満たす事業がある場合には、その名称と、①～③に掲げる事項を目安にその内容の概要を記載してください。

※5 土地利用計画や工事計画、構造物の構造などを、既に決定された範囲で記載してください。土地利用計画の記載に当たっては、土地利用計画表を記載するとともに、適切に縮尺した土地利用計画図を添付してください。

※6 環境影響評価の項目・手法の選定に当たり把握した、事業予定地とその周囲の社会的環境や公害の発生状況、自然環境などの概況について記載してください。記載に当たっては、入手可能な最新の文献や行政資料の収集、専門家などからの聴取等の方法によるほか、必要に応じて現地調査を行うことにより情報の収集を行ってください。また、適切な縮尺の図面を適宜使用するとともに、文献や資料からの引用を行った場合には出典を明示してください。

また、記載する情報は、事業の実施による環境影響を検討する上で必要な「事業予定地とその周囲」の状況について、環境影響評価の項目に関連する情報ごとに適切な範囲としてください。例えば、植物や動物の生育・生息状況について収集した情報を市町村単位ですべて記載した場合、事業予定地から著しく離れた、環境影響上考慮する必要のない地域の情報を含むことがありますので注意してください。

なお、入手した情報と現況とが著しく異なる場合には、別の情報で補足するなど、できるだけ現況を反映した記載となるよう工夫してください。例えば、入手可能な最新の植生図と比べ、土地改変等によって植生の状況が大きく変わっていた場合には、現況と一致している空中写真や地形図等でその部分の情報を補足するなどの方法が考えられます。

	記載項目	具体的な記載事項（必要に応じて選定）
自然的状況	1 *大気質の状況	大気汚染物質の現況濃度等
	2 気象の状況	風向，風速，気温，降水量等
	3 *水質の状況	水質汚濁物質の現況濃度等
	4 水象の状況	河川の流量，流況，潮流，潮汐，水深，湖沼等における成層流・密度流等
	5 水底の底質の状況	水底の泥土の状況等
	6 *騒音及び超低周波音の状況	現況の環境騒音及び超低周波音，道路交通騒音及び超低周波音等

自然的状況	7 振動の状況	現況の環境振動，道路交通振動等
	8 悪臭の状況	悪臭発生施設の分布等
	9 地形及び地質等の状況	一般地形，水底地形，堆積物，土壌，湧水の状況等
	10 地盤の状況	現況の地盤沈下の状況等
	11 *土壌の状況	一般地質，土壌汚染の状況等
	12 植物の生育及び植生の状況	重要な種及び群落の確認状況等
	13 動物の生息の状況	重要な種の確認状況等
社会的状況	14 生態系の状況	重要な動植物種及び群落の確認状況等
	15 景観の状況	主要な眺望点の分布状況等
	16 人と自然との触れ合いの活動の状況	レクリエーション施設の分布状況等
	1 人口の状況	人口動態，人口密度，人口分布，流域人口等
	2 産業の状況	産業構造，農林漁業動態，工業出荷額，サービス業動態，用水・燃料の使用状況等
	3 土地利用の状況	広域的な土地利用の状況，関係法令による指定・規制の状況等
	4 河川，湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	河川，湖沼及び海域の分布及び利用の状況，漁業権の設定状況，地下水の利用状況等
	5 交通の状況	道路，鉄道，空港，港湾の分布及び利用の状況等
	6 学校，医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	学校，医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
7 下水道の整備の状況	下水道の整備の状況	
8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	自然環境保全に係る指定・規制地域，公害防止に係る規制地域，公害防止計画地域その他の環境の保全を目的とする法令等により指定された地域，県・市町村における環境の保全を目的とする施策の概要等	
9 その他の事項		
① 資源の利用の状況	鉱山，天然ガス，温泉，砂利採取等	
② 廃棄物の処理等の状況	廃棄物の発生及び処理・処分の状況，廃棄物処理施設の分布状況，残土に係る特定事業場の分布状況等	
③ その他	指定・埋蔵文化財の分布状況その他必要と認められる情報	

\*大気質の状況については環境基準や二酸化窒素の県環境目標値の確保の状況についても、また、水質，騒音及び超低周波音，土壌の状況については環境基準の確保の状況についても記載してください。

※7 1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を記載してください。

※8 技術指針を定める規則（「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」）及び「千葉県環境影響評価技術細目」に定めるところに従って選定した環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法を記載してください。項目・手法の記載に当たっては、以下の事項に留意してください。

(1) 項目について

- ①環境影響評価の項目の選定の際に使用したマトリックス（技術指針を定める規則別表第1・別表第2参照）を掲載し、標準的な活動要素・環境要素の項目に対する追加・削除を行った場合には、その状況がわかるようにしてください。
- ②選定した項目と標準項目から削除した項目を列挙し、各項目ごとに、選定した理由又は削除した理由を記載してください。
- ③千葉県環境影響評価技術細目において項目の細区分が行われているものについては、その選定の状況及び選定理由についても記載してください。

項目の選定に当たっては、事業特性と地域特性を十分に考慮して実施してください。標準項目にない項目であっても、次のような地域特性がある場合には環境影響の程度を考慮の上、項目の追加について十分に検討を行ってください。

- ① 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合（例：閉鎖性の高い水域への排水が生じる場合、水鳥の重要な生息地の近くで事業を実施する場合）
- ② 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合（例：自然公園の指定地域内で事業を行う場合）
- ③ 既に環境が大きく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合（例：大気汚染に係る環境基準の未達成地域や水質汚濁に係る環境基準の未達成水域を抱える地域で事業を行う場合）

また、予測手法や評価手法が確立していない場合であっても、環境影響上重要な項目については、項目の追加について十分に検討を行ってください。予測の不確実性が大きい場合、事後調査を実施して、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じることになります。

(2) 手法について

- ①選定した項目ごと（細区分がなされているものは細区分ごと）に調査・予測・評価の手法を記載してください。
- ②手法の選定理由についても記載してください。手法の簡略化・重点化を行った場合には、特に具体的に記載してください。
- ③調査地域，調査地点，調査ルート，調査期間，予測地点，予測手法，予測時期などを、図面を使用するなどしてできるだけ具体的に記載してください。  
また、文献調査や類似事例の引用を行う場合には、できるだけ出典を記載してください。
- ④希少な動植物の生息・生育の情報が既に得られている場合には、調査地点等の記載に当たり、生息・生育地点を特定できなくするなどの配慮を行ってください。  
手法の選定に当たっては、事業特性と地域特性を十分に考慮して実施してくだ

さい。特に次のような場合は手法の重点化について十分な検討を行ってください。

- ① 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合（例：閉鎖性の高い水域への排水が生じる場合、水鳥の重要な生息地の近くで事業を実施する場合等）
- ② 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合（例：自然公園の指定地域内で事業を行う場合）
- ③ 既に環境が大きく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合（例：大気汚染に係る環境基準の未達成地域や水質汚濁に係る環境基準の未達成水域を抱える地域で事業を行う場合）

調査・予測・評価の手法については、単に手法の名称を示すだけでなく、その妥当性が判断できるよう具体的な内容を記載してください。また、事業特性や地域特性に応じて実施する内容を明記してください。

一般に縦覧することから、できるだけ平易な表現とし、分かりにくい言葉には解説をつけるなどの工夫をしてください。

## 6 要約書の作成

縦覧の際に方法書の内容をより理解し易くするため、方法書の内容を要約した要約書を作成してください。要約書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。

- ① できるだけ方法書全般の内容を要約してください。
- ② 構成は方法書に準じるものとし、分量は60～70ページ程度を目安としてください。
- ③ 表紙に要約書であることを明記してください。

## 7 複数事業者又は複数事業に係る方法書の作成

- (1) 1事業者が、相互に関連する複数の事業について環境影響評価手続を実施する場合には、方法書を一本化することができます。このようにして作成した場合には、方法書中にその旨記載してください。
- (2) 複数事業者が、相互に関連する1事業について環境影響評価手続を実施する場合には、事業者の中から代表して方法書を作成する事業者を定めることができます。このようにして作成した場合には、方法書中にその旨記載してください。
- (3) 複数事業者が、相互に関連する複数の事業について環境影響評価手続を実施する場合には、方法書を一本化できるとともに、代表して方法書を作成する事業者を定めることができます。このようにして作成した場合には、方法書中にその旨記載してください。

なお、「相互の関連性」については、特に定めはなく、事業の目的等において客観的にある程度の関連性が認められれば足りります。

## 8 提出先

県（環境生活部環境政策課）及び1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を管轄する市町村に提出してください。提出に当たっては、以下の様式（記入例）を参考にした送付書を添付してください。

(記載例)

環境影響評価方法書送付書

平成△年△月△日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

〇〇市〇〇△△-△△

〇〇〇〇土地区画整理組合設立準備会 ⑩

会長 〇〇〇〇

下記事業に係る環境影響評価方法書を送付します。

記

対象事業の名称	(仮称) 〇〇〇〇土地区画整理事業
---------	-------------------

8 提出部数

県に対しては、正本を1部、副本を39部提出してください。なお、これ以外にも環境影響評価委員会での審査等の際に必要となりますので、作成部数は余裕を持ったものとしてください。

市町村に対しては、正本1部のほか、縦覧に使用する部数や環境審議会等で使用する部数を当該市町村に確認の上、提出してください。

9 記載例

表紙

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 1-1 事業者の名称 ○○○○土地区画整理組合設立準備会
- 1-2 代表者の氏名 会長 ○○ ○○
- 1-3 主たる事務所の所在地 ○○市○○△△-△△

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

- 2-1 対象事業の名称  
(仮称) ○○○○土地区画整理事業
- 2-2 対象事業の目的  
○○○○…
- 2-3 対象事業の内容
  - 1. 対象事業の種類の詳細  
土地区画整理事業
  - 2. 対象事業実施区域の位置  
○○市○○△-△ほか(図△-△参照)
  - 3. 対象事業の規模  
施行区域の面積△△. △ha
  - 4. その他対象事業の内容に関する事項  
土地利用計画(図△-△参照)

土地利用区分	面積(ha)	構成比(%)
○○○○	△△. △	△△. △
⋮	⋮	⋮
合計	△△. △	100. 0

- 5. 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業  
特になし。
- 6. 対象事業の内容で、その変更により環境影響が変化するもの
  - (1) 人口計画
  - (2) 道路計画
  - (3) 公園・緑地計画
  - (4) 供給処理施設計画
  - (5) 廃棄物処理計画
  - (6) 工事計画

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

#### 3-1 自然的状況

1. 大気質の状況
2. 気象の状況
3. 水質の状況
4. 水象の状況
5. 水底の底質の状況
6. 騒音及び超低周波音の状況
7. 振動の状況
8. 悪臭の状況
9. 地形及び地質等の状況
10. 地盤の状況
11. 土壌の状況
12. 植物の生育及び植生の状況
13. 動物の生息の状況
14. 生態系の状況
15. 景観の状況
16. 人と自然との触れ合いの活動の状況

#### 3-2 社会的状況

1. 人口の状況
2. 産業の状況
3. 土地利用の状況
4. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
5. 交通の状況
6. 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
7. 下水道の整備の状況
8. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
9. その他の事項
  - (1) 資源の利用の状況
  - (2) 廃棄物の処理等の状況
  - (3) その他

### 第4章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

〇〇市及び〇〇町



第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5-1 環境影響評価の項目

1. 活動要素の選定

対象事業の内容を勘案し活動要素の選定を行った結果及びその理由を表△-△に示す。

表△-△

段階	活動要素の区分	選定結果	選定する理由又は選定しない理由	備考
工事の実施	樹木の伐採	○	工事の実施に伴って計画地内の樹木の伐採を行うため、活動要素として選定する。	
	切土又は盛土	○	切土・盛土工事を行うため、活動要素として選定する。	
	湖沼又は河川の改変	○	計画地内の河川の改修工事を行うため、活動要素として選定する。	
	海岸又は海底の改変	×	計画地周辺に海岸はない。	
	工作物の除去	○	現存工作物の除去を行うため、活動要素として選定する。	
	：	：	：	
	：	：	：	

※○は活動要素として選定したことを、×は活動要素として選定しなかったことを表す。

2. 環境影響評価の項目の選定

前項で選定した活動要素を基に環境影響評価の項目の選定を行った結果を表△-△に、その理由を表□-□に示す。

表△-△

環境要素の区分 活動要素の区分		工事の実施								土地又は・・・			
		樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の除去	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)
大気質	硫黄酸化物	×	×	×		×	×	×	×	×			×
	浮遊粒子状物質	×	○	×		×	×	×	×	×			×
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
水質	浮遊物質		○	○				×	×		×		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
騒音及び超低周波音	騒音及び超低周波音	×	○	○		○	○	○	○	○			
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：

※○は標準項目を選定したことを、◎は標準項目以外の項目を選定したことを、×は標準項目を選定しなかったことを表す。

表□-□

項目	活動要素の 区分	選定 結果	選定する理由又は 選定しない理由	備 考
大 気 質	硫 黄 酸 化 物	×	伐採する樹木は少なく、機械の稼働に伴う 硫黄酸化物の排出量はわずかであり、大気 質への影響の程度はきわめて小さいため、 項目として選定しない。	
	:			
水 質	浮 遊 物 質 量	○	切土・盛土工事に伴い下流河川への濁水の 排出を行うため、項目として選定する。	
	:			
騒音及 び超低 周波音	樹林の伐採	×	伐採予定地近傍には住宅が存在しないた め、項目として選定しない。	
	:			
:	:	:	:	:
:	:	:	:	:

## 5-2 調査、予測及び評価の手法

「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」及び「千葉県環境影響評価技術細目」に定める標準手法を基に選定を行った結果を以下に示す。

### 5-2-1 大気質

#### 5-2-1-▲ 硫黄酸化物（窒素酸化物，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，有害物質 炭化水素，光化学オキシダント）

##### 調査の手法

1. 調査すべき情報
2. 調査地域
3. 調査地点等
  - (1) 環境濃度
  - (2) 気象
4. 調査の基本的な手法

- (1) 文献その他の資料の収集
- (2) 現地調査による情報の収集
- (3) 情報の整理及び解析

5. 調査期間等

- (1) 文献その他の資料の収集
- (2) 現地調査による情報の収集

予測の手法

- 1. 予測地域
- 2. 予測地点
- 3. 予測の基本的な手法
  - (1) 予測の評価時間
  - (2) 予測方法
- 4. 予測対象時期等
  - (1) 供用開始後の定常状態
  - (2) 工事の実施による影響が最大となる時期

評価の手法

5-2-2 水質

: : :